

○下田市建設業関連業務最低制限価格制度実施要領

平成28年 3月18日 告示第15号

改正

平成29年 5月30日 告示第43号の 5

令和元年 7月 9日 告示第37号

令和 2年 3月19日 告示第55号

令和 5年 5月16日 告示第59号

下田市建設業関連業務最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下田市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設業関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。」の実施に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領は、競争入札に付する全ての建設業関連業務を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった経費の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。また、最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (3) 建築関係の建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (4) 前2号に規定する業務以外の土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いる場合）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (5) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (6) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
 - (7) 前号以外の補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いる場合）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- 3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。
- 4 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、更に、最低制限価格に消費税相当額を減じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格〇〇円）」と記載する。

（対象業者への周知）

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

（開札処理）

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者

を落札者とししないものとする。

(入札経過の整理)

第6条 発注機関の長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。